

新旧条文対照表

新	旧
(標準報酬) 第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、<u>第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算出することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、<u>法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</u></u> 2. <u>法第47条第1項第2号かつこ書きの規定に基づき定める額は、この組合が管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の100分の100に相当する額とする。</u> 附 則 (施行期日) 第1条 この規約は、令和7年10月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。	(標準報酬) 第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは<u>法第42条第1項の規定により算出することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算出した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</u> 2. <u>法第3条第4項の規定による任意継続被保険者の、法第47条第1項第2号の規定に基づく標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき標準報酬第21等級を超えないものとする。</u>

以上